

○東松山市環境まちづくりサポーター支援要綱

平成23年3月30日

決裁

東松山市環境まちづくり活動支援要綱（平成15年3月30日決裁）の全部を改正する。

（目的）

第1条 この要綱は、環境まちづくり宣言の趣旨を踏まえ、東松山市美しく住みよい環境づくり基本条例（以下「基本条例」という。）第17条の規定に基づいて、市民や市内の事業者が組織する団体が行う環境の保全及び創造を目的とするまちづくり（以下「環境まちづくり」という。）活動の支援に対して必要な事項を定めることにより、環境美化に対する市民意識の高揚を図り、もって環境まちづくりを推進することを目的とする。

（環境まちづくりサポーター）

第2条 市長は、地域一丸となった環境まちづくりを推進するため、道路、河川、公園、緑地等の公共空間における自主的な管理美化活動（以下「美化活動」という。）を行う者を環境まちづくりサポーター（以下「サポーター」という。）として募集し、その者との合意に基づいて、当該美化活動により集積された廃棄物等の処理その他必要な支援を行うものとする。

2 サポーターが行う美化活動は、無償ボランティアを基本とする。

（申込み）

第3条 前条第1項の募集に応じ、サポーターとして美化活動を行おうとする者は、環境まちづくりサポーター活動申込書（様式第1号）により市長に申し込まなければならない。

（審査及び合意の締結）

第4条 市長は、前条の規定による申込みがあったときは、速やかにその内容を審査するものとする。

2 市長は、前項の審査の結果、申込みの内容を適当と認めるときは、当該申込みを行った者（以下「申込者」という。）との間で次に掲げる事項について

て合意を行うものとする。

- (1) 美化活動の内容
- (2) サポーターの名称及び美化活動に参加する者の人数
- (3) 美化活動を行う区域
- (4) 美化活動により集積された廃棄物等の処理方法
- (5) 第5条第1項の標示板の設置の有無及び設置する場合の設置場所
- (6) 第7条第1項に規定する市長の支援に関する事項
- (7) その他サポーターが美化活動を行うに当たって必要な事項

3 市長と申込者は、前項の合意（以下「合意」という。）を行ったときは、環境まちづくりサポーター活動に関する合意書（様式第2号）を取り交わすものとする。

4 市長は、合意に基づいて、美化活動を行う区域を環境まちづくり推進区域（以下「区域」という。）として指定するものとする。

（標示板の設置）

第5条 市長は、合意に基づき、区域又はその近隣に、区域であることを示す標示板を設置することができる。

2 標示板には、サポーターの名称を表示するものとする。

3 標示板を設置する場合において、その設置数は、特に市長が定める場合を除き、一のサポーターについて1基とする。

（禁止事項）

第6条 サポーターは、美化活動を行うに当たっては、次に掲げる行為をしてはならない。

- (1) 公共の福祉に反し、又は反するおそれのある行為
- (2) 特定の政治活動又は宗教活動、商行為その他ボランティアとしてふさわしくない行為

2 サポーターは、美化活動を実施するに当たっては、安全及び衛生の確保に努めなければならない。

（サポーターへの支援）

第7条 市長は、合意に基づき、サポーターに対し、清掃用具の貸与その他必要な支援を行うことができる。

2 市長は、前項の支援を行うに当たり、サポーターに対し必要な書類等の提出を求めることができる。

(廃棄物等の処理)

第8条 市長は、美化活動により集積された廃棄物等について、合意に基づき処理を行うものとする。

(美化活動報告等)

第9条 サポーターは、美化活動の状況について、6か月ごとに環境まちづくりサポーター活動実施報告書(様式第3号)により、市長に報告しなければならない。

2 市長は、必要に応じてサポーターの行う美化活動の状況について、調査をすることができる。

3 サポーターは、美化活動中に交通事故等の事故が生じたときは、速やかに市長にその旨を通報するとともに、事故発生後3日以内に環境まちづくりサポーター活動事故発生報告書(様式第4号)により、市長にその状況を報告しなければならない。

4 市長は、必要に応じてサポーターに対して指導及び助言をすることができる。

(美化活動の取り止め)

第10条 サポーターは、美化活動を取りやめるときは、環境まちづくりサポーター活動取りやめ届(様式第5号)により、その旨を市長に届け出なければならない。

(合意の解約等)

第11条 市長は、次のいずれかに該当する事由が生じたときには、合意を解約することができる。

(1) 前条の規定による届出があったとき。

(2) サポーターが第6条第1項の規定に違反したとき。

- (3) サポーター又はサポーターの行う美化活動の実態が、合意の内容と著しくかい離すると認められるとき。
 - (4) サポーターが第9条第1項若しくは第3項の規定による報告を怠ったとき、又は虚偽の報告を行ったとき。
 - (5) 市長が別に定める期間、サポーターが美化活動を行っていないことが明らかなきとき。
 - (6) その他サポーターとしてふさわしくないと認められるとき。
- 2 前項の規定による合意の解約は、環境まちづくりサポーター活動に関する合意の解約通知書（様式第6号）をサポーターに送付することにより行うものとする。
 - 3 市長は、合意の解約を行ったときは、当該合意に係る第4条第3項の区域の指定を解除するものとする。

（標示板の撤去）

第12条 市長は、前条第3項の規定により区域の指定を解除したときには、当該区域に係る標示板を撤去するものとする。

（その他）

第13条 この要綱で定めるもののほか、この要綱の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

（施行期日）

- 1 この要綱は、平成23年4月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 この要綱の施行の際この要綱による改正前の東松山市環境まちづくり活動支援要綱（以下「旧要綱」という。）に基づく補助金については、なお従前の例による。
- 3 旧要綱に基づく環境まちづくりサポーター活動に関する合意、環境まちづくり推進区域の指定その他の行為については、この要綱中の相当する規定によりした合意、指定その他の行為とみなす。